

令和3年4月吉日

お客さま 各位

未利用口座管理手数料の新設のご案内について

平素より、格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

島根中央信用金庫では、長期間利用されていない預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、2021年（令和3年）7月1日（木）以降、島根中央信用金庫が定める下記の預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を導入させていただくことといたしました。

本手数料は島根中央信用金庫に口座開設されているすべての口座が対象であり、ご利用のない口座について、ご利用の再開をお勧めし、今後ご利用の予定のない口座について、口座の不正利用防止の観点からアンチ・マネーロンダリング対策（AML）の一環としてご解約をお勧めするとともに、ご利用のない口座の管理に要する最低限のコストをご負担いただくことにより、常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持・向上に一層努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料導入対象の預金種目

- (1) 普通預金（総合口座・無利息型普通預金を含む）
- (2) 貯蓄預金

2. 未利用口座管理手数料の詳細

次の条件をすべて満たす預金口座が未利用口座管理手数料の対象となります。

- ① 口座開設されているすべての口座が対象です。上記1.に記載の預金口座であること。
- ② 令和3年7月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組み入れおよび本利用口座管理手数料の引き落としは除きます。）された日から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない預金口座であること。
- ③ 該当の預金口座の残高が1万円未満であること。
- ④ 同一支店で、他のお預かりの金融資産（定期性預金、投資信託、国債等）のお利息がないこと。
- ⑤ お借入がないこと。
- ⑥ 出資会員でないこと。
- ⑦ 19歳以上であること。

※紛失などでご利用を停止されている普通預金口座も対象となります。

3. 未利用口座管理手数料のご案内について

- ① お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。（「ご案内」が遅着または到達しなかったことでも通常到達したものとみなします）。
- ② ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合、年間1,320円（消費税込）の本利用口座管理手数料をご負担いただきます。

4. 口座の自動解約について

- ① 残高不足等により未利用口座管理手数料の引き落としが不能になった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。

なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用には応じたいしかねますので、予めご了承ください。

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以 上